

新型コロナウイルス感染症対策本部 第15回本部員会議
知事メッセージ（令和2年5月26日）

県民の皆さまには、これまでの徹底した感染対策の実施や、慎重かつ冷静な行動を心掛けて頂いてきたことについて、感謝と敬意を表します。

昨日、国が全ての都道府県について緊急事態宣言を解除しました。岩手県を含め39県は一足先に解除されておりましたが、日本全体の緊急事態宣言が解除されたことにより、全ての都道府県と一緒に感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいきたいと思っておりますので、県民の皆さま及び県外の皆さまに、次のことをお願いします。

- ・ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるようお願いします。
- ・ 岩手県に来県または帰県される皆さまには、来県後2週間、今までいた都道府県が要請している自粛の継続をお願いします。
- ・ 業種ごとに作成する感染拡大予防ガイドライン等に基づく対策が講じられていない、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場については、外出を避けることをお願いすることになりますので、感染対策を徹底してください。
- ・ イベント等の開催にあたっては感染防止対策を徹底するようお願いします。全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど慎重な対応をお願いします。
- ・ 店舗など各施設においては、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「室内の換気」など基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- ・ 職場においては在宅勤務（テレワーク）の推進など人と接触を低減する取組と感染防止の徹底をお願いします。
- ・ 感染拡大を予防する「新しい生活様式の実践例」に沿って「人と人との距離の確保」「マスクの着用」など、日常生活及び社会経済活動における感染拡大を予防する取組をお願いします。

県では、県民の皆さまが、生活や仕事、学びの場で感染防止策を講じることを支援します。市町村、関係団体等と連携しながら、国の第2次補正予算などを踏まえ、医療提供体制を充実する取組、日常生活を支える取組、地域経済活動の回復に向けた取組など総合的に対策を取りまとめます。

これまでも行ってきた「三つの密」を徹底的に避けること、手洗いや人と人との距離の確保など基本的な感染対策を継続し、感染拡大の防止と社会経済活動の維持を両立させましょう。

令和2年5月26日
岩手県知事 達増 拓也